

官民人事交流

制度のあらましと体験談

目 次

「はじめに」

1	官民人事交流の概要	1
2	官民人事交流の対象	2
3	官民人事交流の手続	3
4	交流基準の概要	4
5	福利厚生制度等の適用関係	5
6	Q & A	6
7	官民人事交流の実施状況	8
8	官民人事交流の体験談	10
	お問い合わせ先	13

内閣府官民人材交流センター
人 事 院
内閣官房内閣人事局

はじめに

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号。以下「官民人事交流法」といいます。）に定める官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業（次頁にお示しするとおり、様々な法人・団体が含まれます。本冊子では「民間企業等」と記載します。）という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。

官民人事交流法が施行（平成 12 年 3 月）されて以来、幅広い分野における多様な人材に関して「官から民」「民から官」の双方向の交流が着実に進展しており、更なる推進が期待されています。

このため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局では、互いに密接に連携し、経済 3 団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）等関係団体の御協力を得て、官民人事交流に関する説明会の開催、官民人事交流の実施希望に関する情報提供等、官民人事交流制度に関する広報の取組を進めています。

本冊子が、官民人事交流の実施に向けた御検討の一助となれば幸いです。

官民人事交流の概要



国の行政機関

- ・府省等
(本府省、地方支分部局)
- ・行政執行人

交流派遣

身分：派遣先企業の従業員（国家公務員としての身分も保有）
 期間：原則 3 年以内（最長 5 年）
 服務等：派遣前に在職していた府省等に対する許認可申請等の業務や国家公務員としての地位等に係る影響力利用行為の禁止
 給与：派遣先が支給（府省等からは支給せず）



民間企業等

- ・株式会社
- ・相互会社
- ・信用金庫
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・NPO 法人 等

交流採用

身分：府省等の職員（任期満了後は交流元に復帰）
 任期：原則 3 年以内（最長 5 年）
 職務等：交流元企業の業務に従事することや交流元企業に対する許認可等の業務を行う官職に就くことの禁止
 給与：府省等が支給（交流元からの支給は不可）

交流派遣

民間企業等が府省等の職員を従業員として雇用し、期間を定めてその業務に従事させるものです。

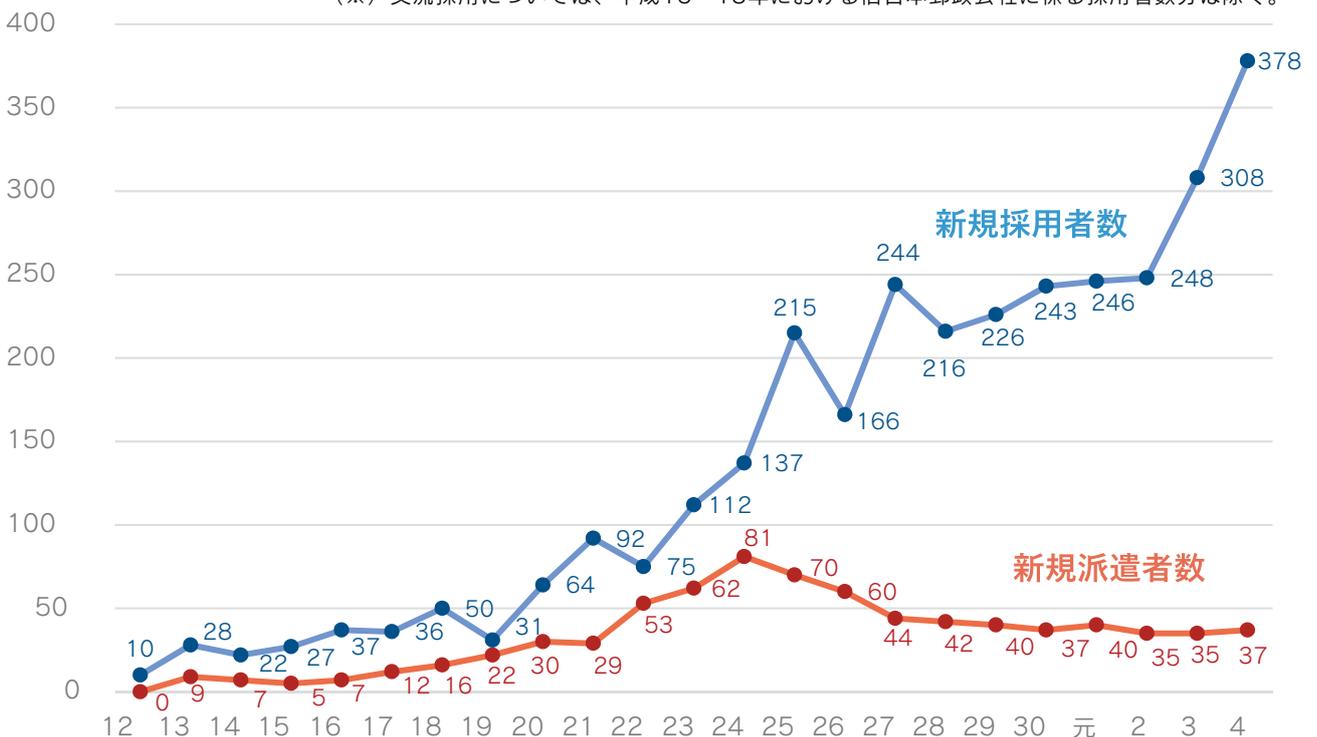
交流採用

府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、任期を定めてその業務に従事させるものです。

※交流派遣と交流採用の両方を行うことも、いずれか一方のみを行うこともできます。

交流採用（民間企業等→国）、交流派遣（国→民間企業等）の人数

（※）交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



官民人事交流の対象

対象となる民間企業等

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社
 信用協同組合、信用協同組合連合会
 信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫
 監査法人*、弁護士法人*、損害保険料率算出団体*、医療法人*、学校法人*
 社会福祉法人*、日本赤十字社*、認可金融商品取引業協会*、自主規制法人*
 消費生活協同組合*、消費生活協同組合連合会*、特定非営利活動法人(NPO法人)*
 一般社団法人*（公益社団法人*を含む。）、一般財団法人*（公益財団法人*を含む。）
 外国法人であって上に掲げた法人に類するものとして人事院が指定するもの

- ・民間企業等の規模（資本金、従業員数等）、業種は問いません。
- ・上記のうち「*」印を付した法人であって、その事業の運営のための必要な経費の主たる財源を、法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国又は地方公共団体の事務又は事業等の実施による収益及び補助金等によって得ているものは、官民人事交流の対象となりません。詳細については、人事院にお問い合わせください。
- ・所管関係等に基づき交流が制限される場合などがございます。詳しくは4ページをご参照ください。

交流採用

民間企業等の従業員が
 府省等の職員として
 職務に従事する

交流派遣

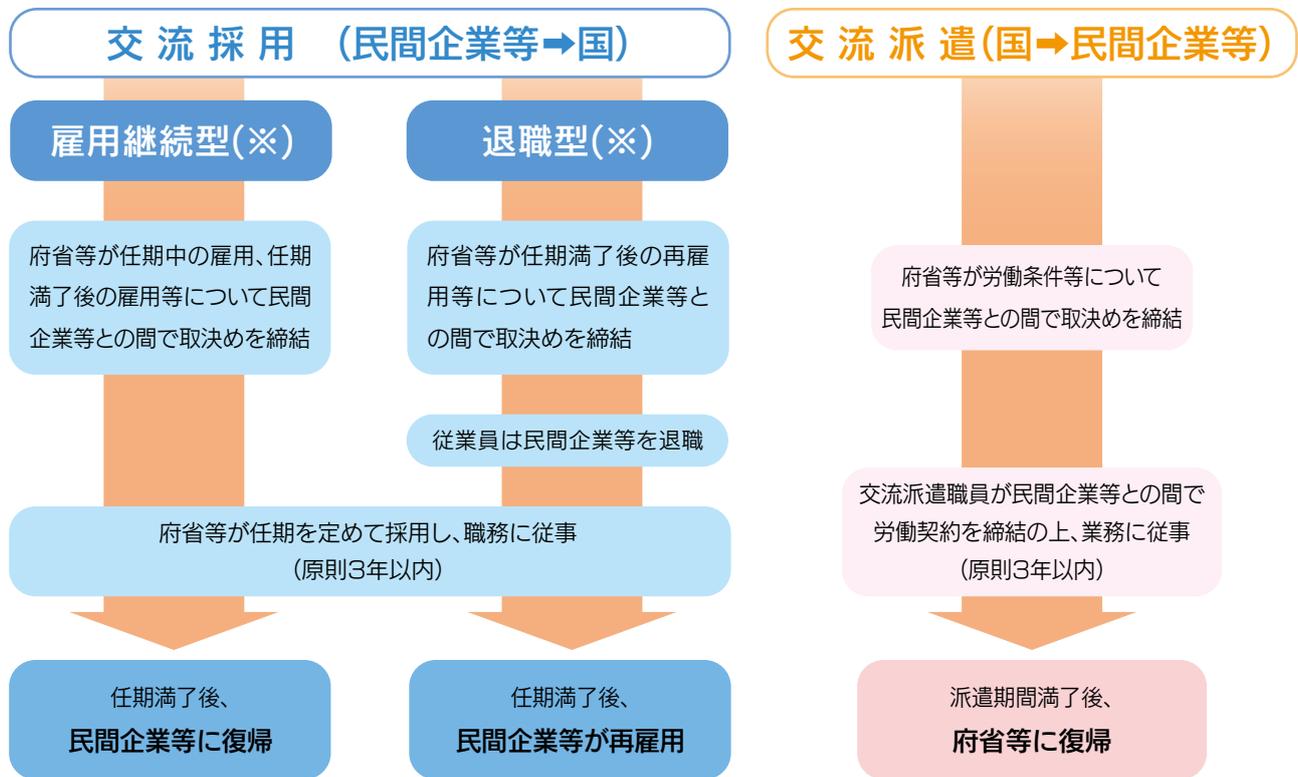
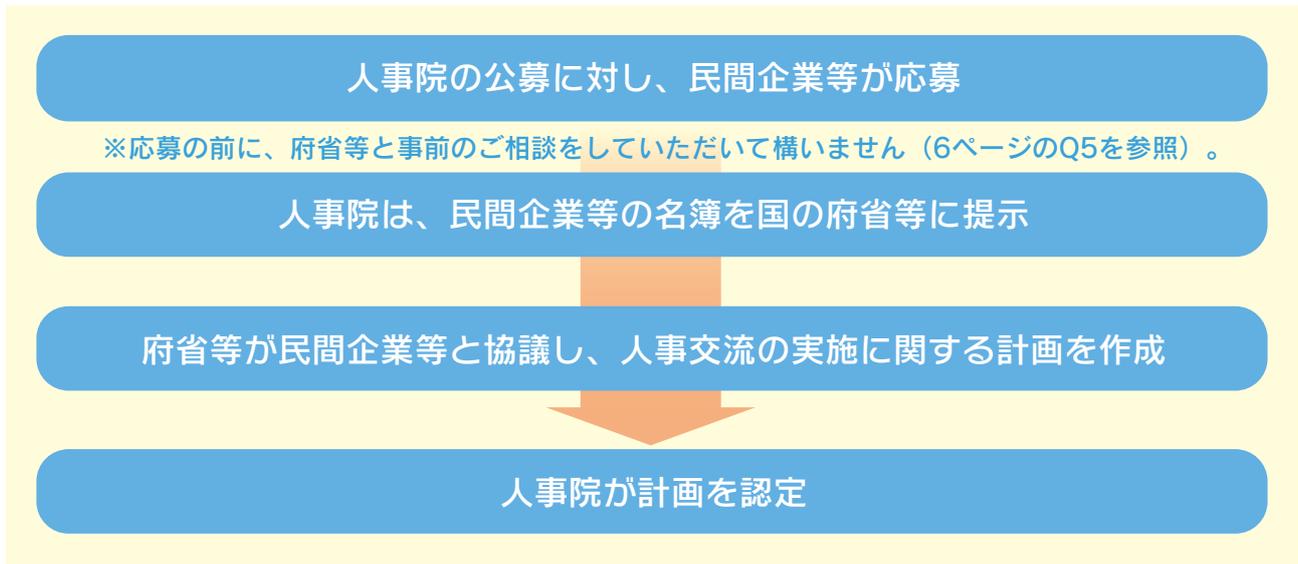
府省等の職員が
 民間企業等の従業員として
 業務に従事する

対象となる府省等

すべての府省等（地方支分部局（国の出先機関）を含みます。）及び行政執行法人
 ※行政執行法人：国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構
 （これらの法人では役職員に国家公務員の身分が付与されていますが、役員は対象外です。）

3

官民人事交流の手続



(※) 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」と「退職型」のいずれかを選択することができます。

各行政機関は、性別、事務系・技術系の別や採用試験区分の別にとらわれず、多様で有為な人材の交流採用及び交流派遣を積極的に行うことや、次のような方針が定められています。

交流採用は、「民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している者を対象に、各行政機関における効率的かつ機動的な業務遂行が求められる官職等その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことが期待される官職について実施する」とされています。

また、各行政機関は、従業員の育成等交流採用に係る民間企業等の要望を踏まえつつ、十分に協議した上で、交流採用をしようとする官職を決定するものとされています。

交流派遣は、「幹部候補育成課程対象者を始めとする将来の行政の中核的要員と見込まれる職員その他の行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を対象とするものとし、交流派遣からの復帰後継続して公務部内で勤務し、交流派遣の成果を発揮することが見込まれる職員を選定すること」とされています。

公務の公正性に対する国民の信頼を確保しつつ、適正な官民人事交流を実施するため、人事院は、有識者（交流審査会）の意見を聴いて、一定の基準（交流基準）を定めています。

刑事起訴等を受けた民間企業等との人事交流

民間企業等又はその役員が、業務に係る刑事事件で起訴されたり、業務停止命令、課徴金納付命令等の重大な影響を及ぼす不利益処分を受けたりした場合は、原則として1年間、官民人事交流を行うことができません。なお、同一事案で起訴されたり、不利益処分を受けたりした場合は、1回目の起訴又は不利益処分を起算点として1年間交流制限がかかります。

許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との間の人事交流

許認可などの処分等の対象とされる民間企業等との間では、官民人事交流実施前2年間にこれらの処分等に関する事務を所掌するポストに就いていた国の職員を当該民間企業等及びその子会社に派遣すること、当該ポストへ当該民間企業等及びその子会社の従業員を受け入れることはできませんが、他のポストについては派遣、受け入れができます。例えば、国の本府省の課と所管関係にある民間企業等及びその子会社へは所管関係にある当該課の課長の派遣はできませんが、同じ府省であっても、所管関係にない別の課の課長の派遣は可能です。

同一の民間企業等との継続的な人事交流

許認可などの処分等の対象とされる同一の民間企業等と、当該処分等に関する事務を所掌する、国の同一の課等との間の官民人事交流は、3回まで連続して実施することができます。

契約の締結に携わった職員等に係る人事交流

官民人事交流実施前5年間において、府省等と民間企業等との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある国の職員及び民間企業等の従業員は、それぞれ当該民間企業等への交流派遣及び当該府省等への交流採用はできません。

契約関係にある国の機関と民間企業等との間の人事交流

官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において

●契約の総額が2千万円以上であり

かつ

●当該民間企業等の売上額等の総額に占める割合が25%以上

（大企業（※）にあつては10%以上）

の契約関係にある府省等と民間企業等との間の官民人事交流はできません。

（※）資本の額等が3億円以上であり、かつ、従業員の数が300人以上の民間企業等

国等の事務又は事業の実施等によって収益を得ている法人との人事交流

対象となる監査法人、弁護士法人、損害保険料率算出団体、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、認可金融商品取引業協会、自主規制法人、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含みます。）のうち、官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において、その事業による収益の主たる部分が国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該部門との官民人事交流はできません。

ただし、当該部門以外の部門については、官民人事交流ができます。

福利厚生制度等の適用関係

		交流採用（民間企業等→国） 民間企業等の従業員が府省等の職員として職務に従事		交流派遣（国→民間企業等） 府省等の職員が民間企業等の従業員として業務に従事
		雇用継続型（※1）	退職型（※1）	
年	金	国家公務員共済組合 （受給資格期間は厚生年金被保険者期間に合算） （受給資格期間を満たした場合、国家公務員としての期間については国家公務員共済組合から支給）		国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 （事業主負担分は派遣先企業が負担）
医	療 保 険	国家公務員共済組合		派遣先企業等に適用される健康保険制度
災	害 補 償	国家公務員災害補償法		労働者災害補償保険法
退	職 金 ・ 退 職 手 当	退職時、国家公務員退職手当を支給		支給・不支給の制限なし （支給の場合、国家公務員退職手当を調整）
雇	用 保 険	被保険者資格継続 （交流採用期間を所定給付日数 算定基礎期間から除外）	適用なし	適用なし
児	童 手 当	採用先の府省等から支給		市町村長（特別区の区長を含む） から支給
勤	労 者 財 形	利用している商品を採用先の府省等で 取り扱っている場合に限り継続可能		利用している商品を派遣先企業 等で取り扱っている場合に限り 継続可能
福	利 厚 生 一 般	採用先の府省等（共済組合）の提供する サービスを利用		派遣先企業等の提供する サービスを利用
民間 企業 内 福 利 厚 生 制 度 （※2）	社 宅 ・ 借 上 社 宅	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期満了後も 引き続き利用する場合、 利用可能	交流採用前から貸与を受け、 規程上退職後も引き続き 貸与を認めている場合に限り 利用可能	利用可能
	企 業 内 預 金	継続可能 （積み増し不可）	継続不可	利用可能
	企 業 内 貸 付	継続可能 （交流採用の任期満了後も 引き続き返済する場合、 新たな貸付可能）	継続可能 （新たな貸付不可）	利用可能
	そ の 他 （カフェテリア アプラン等）	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期満了後も 引き続き利用する場合、 一定のサービスを利用可能	利用不可	利用可能

（※1） 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」と「退職型」のいずれかを選択することができます。

（※2） 民間企業内福利厚生制度については、一般的な適用関係を掲載しています。具体的な内容については、人事院が「人事交流の実施に関する計画」を認定した後、府省等と民間企業等との間で取り決められます。

Q.1 人事院の公募について応募の受付期間はありますか。

- A** 応募の受付は年間を通じて行っていますので、いつでもご応募ください。
交流希望の情報は、人事院ホームページの官民人事交流の「交流希望情報の提供、受付」のページ (<https://www.jinji.go.jp/kouryu/sub4.html>) にも随時掲載されていますので、ご確認ください。

**Q.2** どのような民間企業・団体でも官民人事交流制度を活用できるのでしょうか。

- A** 官民人事交流制度の対象となる民間企業等は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社などのほか、令和4年12月の人事院規則の改正により、労働金庫連合会、損害保険料率算出団体、認可金融商品取引業協会、自主規制法人及び消費生活協同組合連合会が新たに対象として加わりました。詳細は2ページをご参照ください。
ただし、府省等との所管関係、契約関係等に基づき官民人事交流が制限される場合があります。詳細は4ページをご参照ください。

Q.3 官民人事交流を実施する場合は、交流派遣と交流採用を両方行わなければなりませんか。

- A** いずれか一方のみを実施することもできますし、両方とも実施することもできます。

Q.4 府省等へ交流採用されるためには、民間企業等を退職しなければなりませんか。

- A** 交流採用を実施する際には、「雇用継続型」か「退職型」のいずれかを選択することができます。詳細は3ページをご参照ください。

Q.5 ある府省との人事交流を希望しているのですが、その府省に直接連絡することは可能ですか。

- A** 3ページのとおり、官民人事交流の実施に当たっては、人事院の公募に応募していただく必要がありますが、その前に、府省の人事担当者に直接連絡して、事前のご相談をしていただいで構いません。各府省のお問い合わせ先については、裏表紙をご参照ください。

Q.6 官民人事交流は、本府省との間の交流だけでしょうか。

- A** 本府省との間だけでなく、地方支分部局（国の出先機関）との間の人事交流が可能です。官民人事交流制度の対象となる「府省等」は2ページをご参照ください。

Q.7 府省等から民間企業等に交流派遣された国の職員（交流派遣職員）の福利厚生について教えてください。

A 交流派遣職員については、年金及び雇用保険を除き、派遣先となる民間企業等の従業員に適用される諸制度が適用されます。詳細は5ページをご参照ください。

Q.8 民間企業等から府省等に交流採用された者（交流採用職員）の福利厚生について教えてください。

A 「雇用継続型」の交流採用職員については、その任期中における雇用保険被保険者資格が継続するほか、社内ローンなど民間企業等の福利厚生のうち一定のものは引き続き利用することが可能です。詳細は5ページをご参照ください。

Q.9 交流採用の対象者の年齢、学歴や民間企業等での役職による制限はありますか。

A 制度上、特に制限はありませんが、交流採用職員は、任期満了後に民間企業等に復帰し又は再雇用されることとされていますので、交流元企業の定年年齢との関係にご留意ください。

Q.10 これまでの交流状況はどのようになっていますか。

A 令和4年末までに交流派遣では27府省773名、交流採用では32府省3,211名（旧日本郵政公社への交流採用を含めると3,252名）の交流が実施されています。より詳細には、人事院ホームページの官民人事交流の「交流の実績」のページ（<https://www.jinji.go.jp/kouryu/sub5.html>）をご覧ください。



Q.11 官民人事交流について、制度の説明や実際に人事交流された方の体験談などを聞く機会がありますか。

A 毎年11・12月頃「官民人事交流に関する説明会」をオンライン配信し、制度内容や体験談等をご説明しています。また、秋頃に東京等で実地でも開催しています。なお、説明会では府省等の人事担当者との意見交換の機会も設けています。説明会の予定が決まり次第、官民人材交流センターのウェブサイト（<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>）でご紹介していますので、ぜひご覧ください。



Q.12 官民人事交流についての問い合わせ先を教えてください。

A 官民人事交流についてのお問い合わせ先は13ページをご覧ください、また、各府省等のお問い合わせ先は裏表紙をご覧ください。

なお、人事院ホームページ「よく寄せられる質問」
（<https://www.jinji.go.jp/kouryu/sub6.html>）もご覧ください。



7

官民人事交流の実施状況

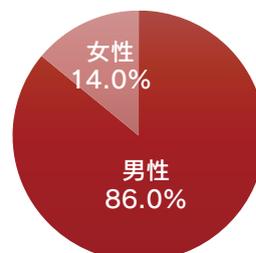
業種別の交流状況（令和4年）

業種	交流採用	交流派遣	計
金融業、保険業	89	12	101
製造業	83	4	87
サービス業	60	11	71
運輸業、郵便業	53	4	57
情報通信業	30	5	35
電気・ガス・熱供給・水道業	14	-	14
建設業	13	-	13
不動産業、物品賃貸業	13	-	13
卸売業、小売業	11	1	12
医療、福祉	6	-	6
教育、学習支援業	3	-	3
農業、林業	1	-	1
漁業	1	-	1
宿泊業、飲食サービス業	1	-	1
計	378	37	415

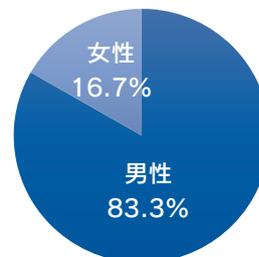
(注)「業種」欄の分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)により、サービス業は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」である。

男女別状況（令和2年～4年）

交流派遣

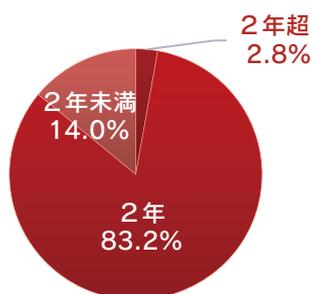


交流採用

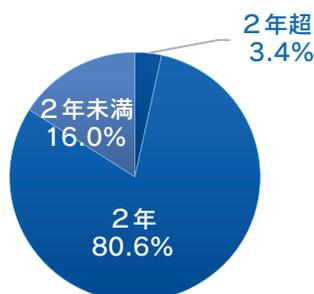


期間別・任期別状況（令和2年～4年）

交流派遣

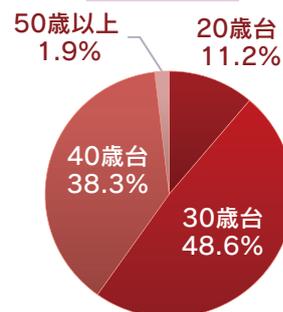


交流採用



年齢別状況（令和2年～4年）

交流派遣

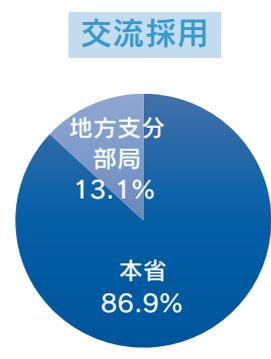
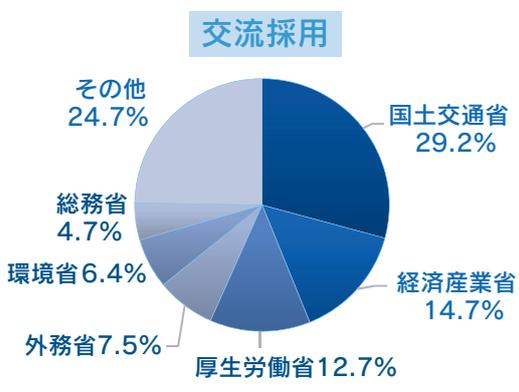
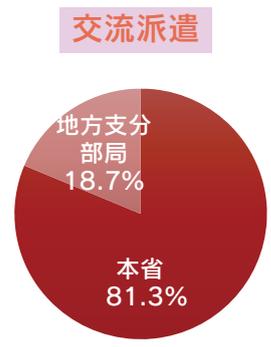
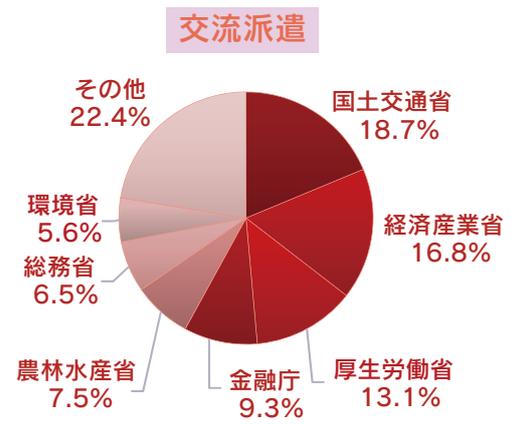


交流採用



府省別の交流状況（令和2年～4年）

本府省・地方別の交流状況(令和2年～4年)



交流採用（民間企業等→国）、交流派遣（国→民間企業等）の各年末時における派遣者総数・在職者総数

(※) 交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。

